

## 別紙1 参考様式

### 実質化された人・農地プラン

[ 注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。 ]

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
御前崎市	合戸地区(合戸)	令和3年3月26日	

#### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	83 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	83 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	19 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	19 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.2 ha
(備考)	
荒廃農地 A分類農地	34 ha
荒廃農地 B分類農地	0.5 ha

注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

#### 2 対象地区の課題

- 耕作放棄地が多く、當農している農地に悪影響を与えている。
- 農業用水を高松土地改良区が管理し、送水しているが石綿管が使用されていることから布設替えが必要である。
- 水路の管理が耕作者に託されており、管理が負担になっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

#### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- 合戸の農地利用は、中心経営体である認定農業者26経営体・認定農業者法人3経営体が担うほか、入作を希望する認定農業法人や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

## (参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	イチゴ	イチゴ	0.7 ha	イチゴ	0.7 ha	
認農		イチゴ	0.3 ha	イチゴ	0.3 ha	
認農		露地野菜	1 ha	露地野菜	1 ha	
認農		イチゴ	0.8 ha	イチゴ	0.8 ha	
認農		トマト	0.5 ha	トマト	0.5 ha	
認農		イチゴ	0.5 ha	イチゴ	0.5 ha	
認農		イチゴ	1 ha	イチゴ	1 ha	
認農		ミニトマト	0.7 ha	ミニトマト	0.7 ha	
認農法		トマト	0.6 ha	トマト	0.6 ha	
認農		イチゴ+ハウスメロン	0.8 ha	イチゴ+ハウスメロン	0.8 ha	
認農		イチゴ	0.4 ha	イチゴ	0.4 ha	
認農法		イチゴ	1 ha	イチゴ	1 ha	
認農		イチゴ	0.2 ha	イチゴ	0.2 ha	
認農		イチゴ	0.1 ha	イチゴ	0.1 ha	
認農		トマト・ミニトマト	0.4 ha	トマト・ミニトマト	0.4 ha	
認農		露地野菜	1 ha	露地野菜	1 ha	
認農		イチゴ	0.2 ha	イチゴ	0.2 ha	
認農		葉タバコ+露地野菜	3 ha	葉タバコ+露地野菜	3 ha	
認農		イチゴ	0.1 ha	イチゴ	0.1 ha	
認農		イチゴ	0.2 ha	イチゴ	0.4 ha	
認農		イチゴ	1 ha	イチゴ	1 ha	
認農法		飼料生産	1 ha	飼料生産	2 ha	
認就		イチゴ	0.1 ha	イチゴ	0.1 ha	
認就		イチゴ	0.2 ha	イチゴ	0.2 ha	
認就		イチゴ	0.1 ha	イチゴ	0.1 ha	
認就		イチゴ	0.2 ha	イチゴ	0.2 ha	
認就		イチゴ	0.1 ha	イチゴ	0.1 ha	
認就		イチゴ	0.1 ha	イチゴ	0.1 ha	
計	29人		16.5 ha		17.7 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。